

森林経営管理制度・森林環境譲与税ニュース  
「シューセキ！」 令和5年9月号  
発行：林野庁森林集積推進室



## 1. 林野庁の動き（8月）

### （1）令和4年度における森林環境譲与税の取組状況についてプレスリリース

林野庁は、8月23日に、令和4年度における森林環境譲与税の取組状況（速報版）を公表しました。

令和4年度における森林環境譲与税の決算額（速報値）は、400億円（市区町村分：341億円、都道府県分：58億円）となり、譲与額に対する活用率は80%となりました。また、令和5年度における森林環境譲与税の活用予定額（速報値）は、534億円（市区町村分：467億円、都道府県分：67億円）となり、譲与額に対する活用予定率は107%となりました。

来年度からは、森林環境税の課税がスタートします。各自治体におかれては、税をご負担いただく国民・市民の皆さまの理解が得られるよう、税の用途や成果の積極的・効率的な情報発信を行っていただけるよう、よろしくお願いたします。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/sin\\_riyou/230823.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/sin_riyou/230823.html)

### （2）森林環境譲与税に係る令和6年度税制改正要望

昨年12月に決定された「令和5年度与党税制改正大綱」では、森林環境譲与税について、「譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する」とされました。

これを受けて、農林水産省は、本年8月の「令和6年度税制改正要望」で、総務省に対して、「森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直し」を要望しました。今後、年末に向けて、具体的な検討を進めて参ります。

### （3）令和4年度の地籍調査、森林境界明確化の実績を更新

林野庁は、「森林整備地域活動支援対策」により、森林境界の明確化など、森林整備の事前準備に必要となる活動を支援しています。地方公共団体も、森林環境譲与税等を活用した独自の取組により、森林境界の明確化を支援しています。

この度、林野庁HPに掲載した「森林境界の明確化」の資料に、令和4年度における「森林境界の明確化」実績を掲載しました。令和4年度には、森林整備地域活動支援対策による実績6,572haに加えて、地方公共団体独自の取組による実績12,883haにより、併せて19,455haの森林で境界明確化が行われました。

また、国土交通省も、令和4年度末時点の地籍調査進捗率（全体：52%、林地：46%）を公表しました。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin\\_riyou/koufukin/attach/pdf/index-41.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/attach/pdf/index-41.pdf)

<http://www.chiseki.go.jp/situation/status/index.html>

### （4）森林・林業分野における「地域おこし協力隊」の活用に関するパンフを作成

「地域おこし協力隊」制度は、地方公共団体が委嘱した「地域おこし協力隊員」が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等による地域おこしや、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

森林・林業分野でも、既に多くの地方公共団体で、地域おこし協力隊員が、地域林業の担い手の育成、地域の森林資源を活用した特産品や森林サービスの開発、地域の伝統技術や文化の継承などに活躍しています。

この度、林野庁では、総務省と連携して、森林・林業分野における地域おこし協力隊制度の活用がさらに進むよう、協力隊制度の概要や森林・林業分野での活用事例を掲載した地方公共団体向けパンフレットを作成しました。

パンフレットは、以下の林野庁 HP に掲載していますので、是非ご覧ください！

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/attach/pdf/sesaku-27.pdf>



#### (5) 「地域林政アドバイザー連携促進研修」を開催

8月24日～25日に、熊本市で、林野庁の主催による「地域林政アドバイザー連携促進研修」を開催しました。本研修は、今年度から、各地で活躍する地域林政アドバイザーの相互連携を促進することを目的として、新たに開始しました。今回の研修には、地域林政アドバイザーを中心に、計12名に参加して頂きました。

研修では、林野庁から、森林経営管理制度や森林環境譲与税、境界明確化等の最新動向について情報提供を行うとともに、グループワークや、地域林政アドバイザーからの事例発表も行いました。

グループワークでは、「アドバイザーの待遇改善や、経験値向上のための研修参加が必要」、「集約化の推進や譲与税の有効活用を促すには、市町村としてのビジョンの明確化が有効」、「自治体、事業体ともに若者への魅力・モチベーション向上が重要」など、アドバイザーの課題に関する発表が行われました。

参加者からは、「地域の課題に向き合うきっかけになった」、「悩みを共有できる仲間ができて良かった」などの反響がありました。

今後、京都会場（京都市、9月7日～8日）、岩手会場（盛岡市、10月12日～13日）でも開催予定です。

#### (6) 研修・説明会への講師派遣

8月は、以下の5回の研修・説明会に、林野庁森林集積推進室から講師を派遣しました。各研修・説明会では、森林経営管理制度と森林環境譲与税の概要や取組のポイント、所有者不明森林等の特例措置の活用、森林境界の明確化等についての説明、質疑応答を行いました。

都道府県や市町村で、研修・説明会への講師派遣のご希望がある場合には、お気軽に森林集積推進室までご相談願います。（※旅費・謝金の負担は必要ありません。）

7日～10日：森林技術総合研修所「市町村林務担当者（地域林政アドバイザー）研修」

（9市町、国、県職員、民間団体など計18名が参加）

22日：茨城県「森林環境譲与税市町村担当課長等会議」（41市町村、県職員、民間団体など計84名が参加）

- 22日：徳島県「令和5年度とくしま森林経営管理協議会」（26市町、国、県職員、民間団体など計50名が参加）
- 28日：愛媛県「令和5年度愛媛県地域林政アドバイザー研修」（6市町、県職員、民間団体など計35名が参加）
- 30日：全国市町村国際文化研修所「令和5年度政策・実務研修『市町村の森林政策』研修」（15市町村、県職員など計15名が参加）

#### （7）都道府県・市町村等との意見交換を実施

林野庁では、都道府県・市町村と森林経営管理制度・森林環境譲与税の活用促進に向けた意見交換を進めています。8月は、茨城県、徳島県、徳島市、美波町、牟岐町、海陽町、那賀町（以上8/22）、愛媛県、松山市、東温市、砥部町、伊予市（8/29）の皆様と意見交換をさせていただきました。

今後も、皆様と意見交換しながら、制度・譲与税の活用促進に向けた取組を強化して参ります。

## 2. 各地の動き

### （1）秋田県湯沢市が森林環境譲与税を活用してスギの葉を有効利用

秋田県湯沢市は、森林環境譲与税を活用して、市内で伐採されたスギの葉を原料とする除菌・消臭・抗菌剤を900本作製し、市内の小中学校や道の駅等に配布しました。

これまで、間伐などから発生した枝葉は、山林に廃棄されていましたが、本取組により、市民の目に触れる場所で、スギの葉に由来する製品を活用することにより、森林環境教育や木育の推進、湯沢市産材の普及促進を図ることとしています。

<https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/44/5293.html>

<https://www.sakigake.jp/news/article/20230825AK0010/>

### （2）静岡県藤枝市「広報ふじえだ」で森林環境税・森林環境譲与税について紹介

静岡県藤枝市は、「広報ふじえだ」8月号に、「国民一人一人が森を支える 森林環境税・森林環境譲与税」と題する記事を掲載しました。

同記事では、森林環境譲与税を活用した取組を紹介した上で、令和6年度から森林環境税の課税が始まることを周知しました。

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/material/files/group/1/20230820kohohakkou.pdf>

### （3）千葉県市川市と一宮町が新たに森林整備広域連携協定を締結

千葉県は、県内の森林整備を促進するため、県分の森林環境譲与税を活用しながら、県内における都市・山村連携のマッチングの支援を実施しています。これまで浦安市と山武市、習志野市と南房総市が連携協定を結びました。

8月28日に、新たに、市川市と一宮町が「森林整備広域連携協定」を締結しました。同協定では、一宮町における森林整備の一部を市川市の森林環境譲与税で費用負担するとともに、整備した森林において、環境教育や木育などの普及啓発活動を実施することが盛り込まれています。また、森林整備によって確保されるCO2吸収量は、カーボンオフセットとして、市川市に還元されます。

<https://nordot.app/1068816523569054664>

<https://www.chibanippo.co.jp/news/local/1099872>

#### **(4) 千葉県浦安市と群馬県の烏川流域森林組合が「高崎市市有林『浦安市民水源の森』活用に関する基本協定」を締結**

千葉県浦安市と群馬県の烏川流域森林組合は、8月31日に、「高崎市市有林『浦安市民水源の森』活用に関する基本協定」を締結しました。

浦安市は、平成18年から、旧江戸川の上流域にあたる群馬県高崎市倉渕町の水源地を借用して、「浦安市民水源の森」を設置し、これまで、林間学校や自然体験講座などで活用してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者数の落ち込みや経年劣化による散策路などの老朽化が見受けられるため、今後も環境学習の場として市民の森を積極的に活用していけるよう、再整備に取り組むことにしました。

同協定では、浦安市と、高崎市から森林経営を受託している烏川流域森林組合が連携して、市民の森の環境整備と環境意識を醸成する事業を実施することを定めています。事業に要する費用は、浦安市の森林環境譲与税を活用することとしています。

<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/kankyo/torikumi/1040651/1040657.html>

<https://mbp-japan.com/chiba/tokyowangan/column/5143821/>

### **3. 林野庁からのお知らせ**

#### **(1) 全国町村会の「町村週報」と林野庁情報誌「林野」に森林環境譲与税の広報活動に関する記事を掲載**

全国町村会の機関誌「町村週報」（8月7日、3249号）と林野庁の情報誌「林野」（8月号）に、森林環境譲与税の広報活動に関する記事を掲載しました。両記事では、林野庁と都道府県・市町村による森林環境譲与税の広報活動を紹介した上で、令和6年度からの森林環境税の課税開始に向けて、広報活動の強化を呼びかけています。

各都道府県・市町村におかれては、両記事も参考にしながら、森林環境譲与税を活用した成果について、積極的な広報活動を展開いただくよう、お願いいたします。

<https://www.zck.or.jp/uploaded/attachment/4586.pdf>（町村週報）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kouhousitu/jouhoushi/attach/pdf/0508-3.pdf>

（情報誌「林野」）

#### **(2) イベントにおける森林環境譲与税の広報活動**

林野庁では、森林・林業関係行事において、森林環境譲与税のパフレットとパネルを活用した広報活動を展開しています。8月には、「JAPAN ReWOOD2023」（8/18～8/20に東京ビッグサイトで開催）と農林水産省「消費者の部屋」（8/21～8/25開催）において、森林環境譲与税のパネル・パンフレットを設置しました。

また、「『山の日』全国大会おきなわ2023」では、沖縄県が、同県ブースで森林環境譲与税のパネル・パンフレットを設置するとともに、県内の取組事例についてもパネルで紹介しました。

### (3) 「モクレポ」 8月号で森林経営管理リーダー育成研修の見直しを紹介

林野庁が毎月発行する「モクレポ～林産物に関するマンスリーレポート～」8月号で、森林経営管理リーダー育成研修の見直しについて紹介する記事を掲載しました。

同研修では、今年度から研修内容を「初心者向け」から「応用編」に見直し、所有者探索の机上演習や、地域課題解決に向けたグループワーク、市町村講師による先進事例の紹介等を実施しています。

既に、3会場（東京都、福井県、青森県）で新たな研修を実施しており、市町村、都道府県、支援組織等の計63名にご参加いただきました。受講生からは、「制度の具体的な手順や先進事例が参考になった」、「所有者探索の演習やグループワークは実践的でためになった」などの反響がありました。

9月は、山口県（12日～14日）で開催する予定です。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/toukei/attach/pdf/monthlyreport-96.pdf>

### (4) 改正住民基本台帳法が施行

9月16日に、改正住民基本台帳法が施行されます。今回の改正により、住基ネット（住民基本台帳ネットワーク）の活用が可能な事務に、所有者不明土地法等に基づく事務が追加されます。森林関係では、森林法に基づく林地台帳の作成に関する事務と、森林経営管理法に基づく森林の所有者の探索等に、住基ネットが活用できるようになります。

これまで、住民票の写し等を取得するためには、地方公共団体間で「公用請求」を行う必要がありましたが、住基ネットの活用により、手元の端末等で取得することが可能となります。

各市町村におかれては、森林経営管理制度に基づく森林所有者の探索に、積極的に住基ネットをご活用頂けるよう、お願い致します。

## 4. 9月の林野庁予定

9月7日～8日：地域林政アドバイザー連携促進研修（京都会場）（講師：城、椿）

9月12日～14日：森林経営管理リーダー育成研修（山口会場）（講師：城、新井）

9月20日～22日：森林技術総合研修所「市町村林務担当者（地域林政アドバイザー研修）」（講師：城、安田、武山）

本誌への記事掲載をご希望される都道府県・市町村がございましたら、森林集積推進室までご相談願います。ご提供いただいた情報は、担当者にご相談の上、公開可能な情報のみ掲載することも可能です。

### ※シューセキ！定期配信のお申し込み

シューセキ！の定期配信をご希望される方は、所属・氏名・電話番号を明記の上、「定期配信を希望する」旨、下記のメールアドレスまでご連絡願います。

**(連絡先)**

林野庁森林利用課 森林集積推進室

(室長) 城

(森林経営管理制度) 安田、武山、長谷川、新井

(森林環境譲与税) 齊藤、中口、椿

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-6744-2126

Mail : [shinrin\\_keieikanri@maff.go.jp](mailto:shinrin_keieikanri@maff.go.jp)